

業務の運営に関する規程

公益財団法人仙台市産業振興事業団

1 求人

1. 公益財団法人仙台市産業振興事業団（以下、「事業団」という。）は、求人申込について下記のとおり受理します。

- 取扱業種：全業種（ただし、公序良俗に反する業種を除く。）
- 取扱地域：宮城県

※お申込みを受け付けた求人者については、「ジョブ・トライアル」等参加のご案内及び、ご協力をお願いする場合があります。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と著しく不相当である場合、または、その求人者が、業務停止命令等の行政処分等の期間中、あるいは、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業（ストライキ）又は作業閉鎖（ロックアウト）の行われている間は、受理しません。

2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みを受け付けます。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。また、申込み後に、事業団係員が求人者に訪問等により、求人内容等についてヒアリングする場合があります。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示されるものとします。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示できないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法により明示されるものとします。
4. 求人受付の際には、登録票を発行いたします。また、受付手数料は、無料といたします。
5. 登録の有効期間は申込み日の翌々月の末日とし、期間満了後も引き続き登録をご希望の場合は、改めてお申込みください。

2 求職

1. 事業団は、求職の申込みについては、下記のとおり受理します。

- 対象となる求職者：全国にお住まいの求職中の方

※求職のお申込みにあたっては、当事業団が実施する就職支援関連の各種セミナー・イベント等をご案内いたします。

※求職の申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2. 求職申込みは、所定の求職票への記入（入力）により、Web サイト、郵便、ファックス、電子メールのいずれかでお申込みください。また、申込み後に、事業団係員が個別面談を行う場合があります。
3. 求職受付の際には、受付手数料を、無料といたします。
4. 登録の有効期間は申込み日より当該年度の末日（3月31日）とし、期間満了後も引き続き登録をご希望の場合は、改めてお申込みください。

3 紹介

1. 求職方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話します。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することになる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状（要作成）を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. 一旦求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 事業団は、業務停止命令等の行政処分等の期間中、または、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業（ストライキ）又は作業閉鎖（ロックアウト）の行われている間は、求人者に紹介をいたしません。
7. 就職が決定した場合、求人された方からの手数料は無料といたします。

4 その他

1. 事業団は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から事業団に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
尚、事業団の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から事業団に対して報告してください。
3. 事業団は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
4. 事業団は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
5. 事業団の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。事業団の業務は、すべて職業安定関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審な点は係員に詳しくお問合せいただくこととします。
6. 個人情報の開示等についてのお問い合わせ、個人情報の取り扱いに関する苦情、その他ご質問等がございましたら、事業団雇用支援課までご連絡ください。

平成30年1月1日

公益財団法人仙台市産業振興事業団
無料職業紹介所